

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成27年7月7日

【事業年度】 第145期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

【会社名】 株式会社ニッカトー

【英訳名】 N I K K A T O C O R P O R A T I O N

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 西 村 隆

【本店の所在の場所】 大阪府堺市堺区遠里小野町3丁2番24号

【電話番号】 072 - 238 - 3641（代表）

【事務連絡者氏名】 代表取締役常務 経理部長 清 水 奉 明

【最寄りの連絡場所】 大阪府堺市堺区遠里小野町3丁2番24号

【電話番号】 072 - 238 - 3641（代表）

【事務連絡者氏名】 代表取締役常務 経理部長 清 水 奉 明

【縦覧に供する場所】 株式会社ニッカトー東京支社
(東京都文京区大塚5丁目7番12号NKビル新大塚)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成27年6月22日に提出いたしました第145期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1)コーポレート・ガバナンスの状況

(役員の報酬等)

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(役員の報酬等)

(訂正前)

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	59,960	50,460	-	9,500	10,101	7
監査役 (社外監査役を除く。)	9,000	7,200	-	1,800	780	1
社外役員	8,400	7,200	-	1,200	600	2

(注) 社外役員2名は、社外監査役であります。

ロ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社役員の報酬等の額の決定に関する方針については、定款の定めにより、株主総会の決議によって定めるものであります。

報酬限度額は取締役：年額 100,000千円、監査役：年額 30,000千円であります。報酬限度額には、役員退職慰労引当金繰入額及び使用人兼務取締役に対する使用人給与相当額は含まれておりません。

(訂正後)

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	70,061	50,460	-	9,500	10,101	7
監査役 (社外監査役を除く。)	9,780	7,200	-	1,800	780	1
社外役員	9,000	7,200	-	1,200	600	2

(注) 社外役員2名は、社外監査役であります。

ロ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社役員の報酬等の額の決定に関する方針については、定款の定めにより、株主総会の決議によって定めるものであります。

報酬限度額は取締役：年額 100,000千円、監査役：年額 30,000千円であります。報酬限度額には、役員退職慰労引当金繰入額及び使用人兼務取締役に対する使用人給与相当額は含まれておりません。